

「国税に関する申告・納付等の期限」についてのお知らせ

東日本大震災により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

岩手県及び宮城県のうち**下表の地域**の納税者の方の、

平成 23 年 3 月 11 日から 12 月 14 日までに期限が到来する
全ての国税の申告・納付等の期限は、

平成 23 年 12 月 15 日（木） となります。

申告・納付等の義務がある個人や法人の方で申告・納付等がまだお済みでない方は、
12月15日までに手続きをお願いします。

<12月15日を申告・納付等の期限とする地域>

〔岩手県〕	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町
〔宮城県〕	気仙沼市、多賀城市、南三陸町

また、12月15日までに申告所得税や個人事業者の消費税及び地方消費税に係る平成22年分の確定申告書を提出した方で、振替納税をご利用の方の振替納付日は、平成24年1月31日（火）となります。

○ 上記期限までに申告・納付等が困難な方へ

上記期限までに、東日本大震災による災害等により申告・納付等ができない場合には、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。

また、申告は可能であっても、東日本大震災による災害等により、財産に相当な損失を受けた方や、資金不足となり、国税を一時に納付することが困難な方については、所轄税務署長に申請することにより、最長で3年間、納税の猶予を受けることができます。

○ 震災特例法について

申告義務がない方であっても、震災特例法により、東日本大震災により住宅や家財などに損害を受けた個人の納税者の方は、確定申告を行うことにより所得税の還付を受けることができる場合や、自動車重量税の還付を受けることができる場合があります。この場合は、平成23年12月15日以降にも手続きをすることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にご相談いただくか、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。